

公 告

「患者給食業務」の委託業者を次のとおり公募型プロポーザル方式により選定するので、次のとおり公告する。

平成31年1月7日

長崎県五島中央病院
院長 村瀬邦彦

1. 調達内容

(1) 業務名

奈留医療センター患者給食業務委託

(2) 業務内容

長崎県五島中央病院附属診療所奈留医療センターに於ける患者給食業務委託（詳細は奈留医療センター患者給食業務委託仕様書に定める。）

(3) 業務委託期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

(4) 履行場所

長崎県五島市奈留町浦1644番地
長崎県五島中央病院附属診療所奈留医療センター

(5) 選定方法

参加者から提出された企画提案書及び見積書に基づいて、当院の委員会が総合的な審査を行い、優先交渉業者を決定する。ヒアリング等が必要となった場合は、別途通知するものとする。

なお、参加者が1者のみであった場合についても公告記載内容のとおり審査を行い、業者を決定することとする。

2. 参加資格

プロポーザル参加申請ができる業者は、次の応募要件を満たすものとする。

(1) 財務状況、損益状況及び資金状況が良好であること。

(2) 過去5年以内に患者給食業務の受託運営実績があること。

(3) 次の各号いずれにも該当しない者

① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者である。

② 次のアからカまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過し

ていない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

③ 4及び7の提出書類に、故意に虚偽の事実を記載した者

④ 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

⑤ 原則として1年以上の営業実績を有しない者

⑥ 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者

3. 担当部局

長崎県五島中央病院附属診療所奈留医療センター 総務医事係

〒853-2201 長崎県五島市奈留町浦1644番地

TEL：0959-64-2014

FAX：0959-64-3447

4. プロポーザル参加申請書の提出

(1) 受付期間

平成31年1月8日（火）から平成31年1月22日（火）まで

(2) 提出書類

①参加申請書（様式第3号） 1部

②誓約書（様式第4号） 1部

(3) 提出先（送付先）

3の担当部局

(4) 提出方法

① 持参又は郵送（簡易書留又はレターパックに限る）にて提出すること。

② 郵送の場合は、平成31年1月22日（火）午後5時必着とする。

③ 持参の場合の受付時間は、長崎県病院企業団の休日を定める条例（平

成 2 1 年長崎県病院企業団条例第 3 号) 第 1 条第 1 項に規定する休日を
除く午前 9 時から午後 5 時 (正午から午後 1 時までの間を除く。) まで
とする。

5. プロポーザル参加を辞退する場合

参加申請書を提出した業者がプロポーザル参加を辞退する場合は、速やかに
辞退届 (様式第 5 号) を提出すること。

6. 現場説明

現場説明は実施しない。

7. 企画提案書の提出

参加申請書を提出した業者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

なお、業務委託の仕様については別添「奈留医療センター患者給食業務委託仕様書」で確認し、企画提案書の作成要領については別添「奈留医療センター患者給食業務委託企画提案書作成要領」で確認すること。

(1) 受付期間

平成 3 1 年 1 月 2 8 日 (月) から平成 3 1 年 2 月 7 日 (木) まで

(2) 提出書類

① 企画提案書 10 部 (正本 1 部、副本 9 部)

② 概算見積書 1 部 (様式第 2 号)

※見積金額の内訳について、別紙に記載すること

(3) 提出先 (送付先)

3 の担当部局

(4) 提出方法

① 持参又は郵送 (簡易書留又はレターパックに限る) にて提出すること。

② 郵送の場合は、平成 3 1 年 2 月 7 日 (木) 午後 5 時必着とする。

③ 持参の場合の受付時間は、長崎県病院企業団の休日を定める条例 (平成 2 1 年長崎県病院企業団条例第 3 号) 第 1 条第 1 項に規定する休日を
除く午前 9 時から午後 5 時 (正午から午後 1 時までの間を除く。) まで
とする。

8. 質疑について

(1) 提出期限

平成 3 1 年 1 月 8 日 (火) から

平成 3 1 年 1 月 1 5 日 (火) 午後 5 時まで

(2) 質疑様式及び提出方法

質問票 (様式第 6 号) に質疑内容を明記の上、F A X で送信すること。

送信後は、3 の担当部局へ電話連絡を行うこと。

(3) 送信先

3の担当部局とする。

(4) 質疑の回答

質疑については平成31年1月18日（金）までに、他の業者の質疑も含め、全業者にFAXで回答する。

9. 委託業者の選定について

委託業者の選定に際しては、企画提案書の各項目について審査する。

10. 審査方法

- (1) 参加者から提出された企画提案書及び見積書に基づいて、当院の委員会が総合的な審査を行い、優先交渉業者を決定する。
- (2) 企画提案書による書類審査を行い、ヒアリング等が必要となった場合は、別途通知するものとする。
- (3) 優先交渉業者の決定後、結果通知書を全参加業者へ通知する。

11. 契約の締結方法

企画提案書等を総合的に評価し、最も評価の高かった事業者と、本業務の委託契約締結交渉を行うものとする。

ただし、その事業者が辞退その他の理由から契約締結が不可能となった場合には、次点事業者と契約締結の交渉を行うものとする。

12. 入札保証金

入札保証金は免除とする。

13. 契約保証金

契約保証金の額は、契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額とする。ただし、長崎県病院企業団財務規程第147条に掲げる担保の提供、財務規程第148条第1項第1号に規定する履行保証保険証券の提供に代えることができる。次の場合には、契約保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に長崎県五島中央病院院長を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。
- (2) 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県若しくは他の地方公共団体又は国との同種、同規模の契約の履行証明(2件)を提出したとき。

ただし、契約上の義務の履行を怠った場合は、落札者は「契約書」に基づき違約金を当院の指定する期間内に、当院に支払わなければならない。

14. 虚偽記載があった場合の措置

「4」に定めるプロポーザル参加申請書等の書類に記載された内容に虚偽が認められた場合は、指名停止となる場合がある。

15. プロポーザル日程等

区 分	期間、期限等	参照項目
公募公告日	平成31年1月7日(月)	
参加申請書等受付期間	平成31年1月8日(火)から 平成31年1月22日(火)まで	4
企画提案書提出期間	平成31年1月28日(月)から 平成31年2月7日(木)まで	7
質疑書の受付期間	平成31年1月8日(火)から 平成31年1月15日(火)まで	8
質疑書への回答	平成31年1月16日(水)から 平成31年1月18日(金)まで	8

16. その他

企画提案書の提出等において奈留医療センター患者給食業務委託業者選定に関し応募者において必要となった費用は、応募者の負担とする。

また、提出された書類等は、採否にかかわらず返却しない。